

## 「知的財産保護強化に関する意見」の綿密な実施のための推進計画

公布日：2022-10-28

第19期中国共産党中央委員会政治局第25回集団研究での習近平総書記の重要な演説の精神を徹底的に実行し、知的財産権保護強化に関する中国共産党中央委員会・国務院の決定と配置を全面的に実施し、「知的財産権保護強化に関する意見」を高水準で実行し、「厳格保護、統一協調、重点突破、平等保護」を堅持し、保護能力及びレベルの全面向上を推進し、知的財産強国建設を強力に支持すべく、本計画を策定する。

### 一、知的財産権保護業務の法治化水準の向上

1. 知的財産権基本法の重点問題を調査論証し、知的財産権基本法草案の提案稿を作成する。(2025年12月末までに完成)
2. 「中華人民共和国専利法実施細則」「専利審査指南」の改正を推進する。(2022年12月末までに完成し、引き続き推進)
3. 「中華人民共和国商標法」「中華人民共和国商標法実施条例」及び関連法律規範を更に改正・改善する。(引き続き推進)
4. 「中華人民共和国著作権法実施条例」「著作権集団管理条例」「コンピュータソフトウェア保護条例」「情報ネットワーク普及権保護条例」の改正を推進する。(引き続き推進)
5. 「著作権行政処罰実施弁法」「著作物任意登録試行弁法」「コンピュータソフトウェア著作権登録弁法」「インターネット著作権行政保護弁法」を改正し、「軍用コンピュータソフトウェア著作権登録暫定規定」を制定し、バリアフリー方式で失読症者に著作物を提供する関連規定を制定する。(2025年12月末までに完成)
6. 「民間文学芸術作品著作权保護条例」を制定し、その公布を推進する。(2025年12月末までに完成し、引き続き推進)
7. 「中華人民共和国反不正競争法」の改正を推進する。(引き続き推進)
8. 電子商取引法における知的財産権条項の改正の推進を検討推進する。(引き続き推進)
9. 「中華人民共和国植物新品種保護条例」改正草案を策定する。(2022年12月末までに完成)
10. 「営業秘密保護規定」の公布を推進する。(引き続き推進)
11. 「中医薬伝統的知識保護条例」を制定し、その公布を推進する。(2022年12月末までに完成し、引き続き推進)
12. 「専利出願行為の規範に関する若干の規定」を改正する。(2022年12月末までに完成)

13. 「知的財産権侵害の刑事案件の処理における若干の法律適用問題に関する最高人民法院・最高人民検察院の解釈」を公表し、知的財産権侵害犯罪の法律適用基準を更に明確にする。(2023年12月末までに完成)
14. 「新時代の知的財産権検察業務の全面的な強化に関する最高人民検察院の意見」を制定・発表する。(2022年6月末までに完成)
15. 知的財産権侵害の犯罪案件の公訴業務における証拠審査ガイドラインを策定する。(2023年12月末までに完成)
16. 知的財産権検察案件処理規定を制定し、検察の知的財産権案件処理制度を構築・制定する。(2023年12月末までに完成)
17. 「公証業界における電子デポジット業務サービス規範(試行)」を制定・公布する。(2023年12月末までに完成)
18. 文化市場総合法執行の地域を越えた法執行連動協力管理弁法を検討制定する。(2022年12月末までに完成)
19. 商標の行政法執行マニュアルの制定を検討する。綿密な調査・研究を実施し、商標行政法執行の難題を積極的に解決し、調査・証拠収集規則を更に改善し、違法経営額計算を標準化する。(2023年12月末までに完成)
20. 企業の知的財産権管理規範の国家基準を改訂・改善する。(2025年12月末までに完成)
21. 「展示会知的財産権保護弁法」の改正を推進する。(2023年12月末までに完成)
22. 「越境電子商取引における知的財産権保護指南」を制定・公布する。(2022年12月末までに完成)
23. 「展示会知的財産権保護ガイドライン」を制定・公布する。(2022年12月末までに完成)
24. 無形文化遺産分野に関する知的財産権保護研究を実施する。(引き続き推進)
25. 意匠制度の改革研究を実施する。(2025年12月末までに完成)
26. 実用新案制度改革を推進し、「明らかに創造性を持たない」審査を導入する。(2025年12月末までに完成)

## 二、知的財産権の全チェーン保護の強化

27. 専利と商標の審査能力を持続的に向上させ、発明専利の審査期間は16.5ヶ月以内に短縮し、一般的な状況の商標登録審査期間は7ヶ月に安定させ、マドリッド領域拡大出願の実体審査の平均審査期間は4ヶ月以内に安定させる。(2022年12月末までに完成し、引き続き推進)
28. 出願人の要請により専利出願の優先審査業務を展開し、審査認可サイクルを圧縮し、重点出願の審査過程を加速する。「商標登録出願早期審査弁法(試行)」を制定・実

施する。(引き続き推進)

29. 農作物新品種保護審査指南を作成し、農作物新品種権利出願を7000件以上受理し、3000件以上を認可し、審査期間を15日間に短縮する。森林・草木植物新品種保護管理システムを構築し、森林・草木植物新品種権利審査の知能化・利便化改革を推進する。(2022年12月末までに完成)

30. 重点地域、重要部分の知的財産権侵害行為への取り締まりを強化し、「剣網」、「昆仑」、「龍騰」、重点地域での反不正競争執行、侵害模倣商品の廃棄、植物新品種権侵害への取り締まりなどの特別行動を実施する。薬品、化粧品、医療器機などのネット販売「両品一機」の特別管理を実施する。商標権侵害、専利詐称、著作権侵害などの違法行為を継続的に取り締まり、悪意のある商標登録出願と専利代理機関の違法行為を法に基づいて調査・処理する。種子産業の監督管理法執行年度活動方案を発行する。(引き続き推進)

31. 非正常な専利出願と悪意のある商標登録行為への規制を強化し、定期的に地方に非正常な専利出願の状況を通報し、速やかに悪意のある商標登録及び重大な悪影響案件の手がかりを引き渡す。(引き続き推進)

32. 著作権行使の重大案件の監督を強化する。ソフトウェアの使用状況を毎年チェックして社会に公表する。(引き続き推進)

33. 農業、食品・薬品、文化・スポーツ、地理的表示の各分野などの権利侵害・模倣行為に関する一連の典型的な案件を処理する。(引き続き推進)

34. 新時代の権利侵害・模倣行為の取り締まりに関する指導意見を策定・公布する。(2022年12月末までに完成)

35. 権利侵害・模倣行為を取り締まるための区域の横断的な法執行協力を組織・展開し、知的財産権分野の典型的な案件を選択し、組織的な摘発と統一した指揮を強化し、上下の連携、区域協同の法執行メカニズムを構築する。(引き続き推進)

36. 第一審知的財産権民事と行政案件の管轄に関する若干の規定を公表し、技術類の案件の管轄配置を最適化し、知的財産権案件の地域横断的な審理メカニズムを更に改善する。(2023年12月末までに完成し、引き続き推進)

37. 「漢方薬知的財産権の司法保護強化に関する意見」を策定し、漢方薬の伝承・革新・発展を促進する。(2022年12月末までに完成)

38. 行政法執行機関による犯罪嫌疑案件の移送に関する規定を厳格に実行し、案件の移送の基準と手続きを改善し、一連の行政法執行と刑事司法が連動する典型的な案件を処理する。(2022年12月末までに完成)

39. 「登録出願薬品に係る専利権に関する紛争の民事案件審理における若干の法律適用問題に関する規定」の適用を指導する。(2023年12月末までに完成)

40. 「知的財産権侵害民事案件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」『嘗

業秘密侵害民事案件の審理における若干の法律適用問題に関する規定」の適用を指導する。(引き続き推進)

41. 悪意のある商標登録案件の審査基準を厳格に検討する。(引き続き推進)

42. 知的財産権紛争の調停組織とチームの建設を強化し、仲裁機関が知的財産権仲裁院(センター)などの内設部門を設けることを支援し、知的財産権紛争の多元化解決ルートを持続的に拡張する。(引き続き推進)

43. 商品取引市場の知的財産権保護規範を制定し、知的財産権保護規範化市場の建設を持続的に推進し、新たに一連の国家レベルの知的財産権保護のための規範化市場を認定する。「電子商取引における知的財産権保護管理」のための国家推奨基準を徹底して実行する。(引き続き推進)

44. 業界団体、商工会議所が情報共有を強化し、知的財産権保護のための自律メカニズムを構築するよう指導する。(引き続き推進)

45. 知的財産権代理業界への監督管理特別行動を持続的に実施し、法律法規違反代理行為を取り締まる高圧的な姿勢を強固にする。知的財産権代理の信用評価管理に関する試行を展開する。(2025年12月末までに完成)

46. 知的財産権分野の重大な違法・信用失墜者リストの管理を推進し、法に基づいて知的財産権分野の重大な違法・信用失墜当事者をリストに掲載し、「信用中国」ウェブサイトと国家企業信用情報公示システムを通じて公示する。(引き続き推進)

47. 信用情報の相互接続と共有を持続的に強化し、関連部門とのデータ照合に関連する業務を推進し、專利料減免告知と承諾制及び監督管理抜き取り検査業務を完成させる。(引き続き推進)

48. 知的財産権保護センターの建設を推進し、知的財産権紛争の迅速処理メカニズムを構築・整備する。(2025年12月末までに完成)

49. 重点市場注目リストを確立・改善し、重点市場での知的財産権保護を強化する。(2023年12月末までに完成し、引き続き推進)

50. 電子商取引プラットフォームの知的財産権侵害の苦情申立制度を改善する。著作権侵害の苦情申立を迅速かつ一括で処理するメカニズムを構築し、電子商取引プラットフォームが速やかにかつ効率的に著作権苦情申立を処理することを推進する。專利権評価報告の共有範囲を拡大し、電子商取引プラットフォームが專利権評価報告を有効に運用して專利権侵害の苦情申立を迅速に処理するよう指導する。(引き続き推進)

51. ウェブサイトプラットフォームの管理を更に強化し、プラットフォームの主体としての責任の履行を推進し、関連部門の判断意見に従い、法に基づいてインターネット上の知的財産権侵害容疑のある情報内容を処分する。(引き続き推進)

52. ブロックチェーン、ナレッジペイメント、音声ビデオ分野の著作権管理モデルの革新を推進し、関連分野の権利確認、権利付与、権利保護の大規模なメカニズムを構築

する。(引き続き推進)

53. 知的財産権権利保護の援助活動規範を公表し、知的財産権の保護管理に参加するボランティアを奨励・支援する。(引き続き推進)

### 三、知的財産権保護事業の体制・メカニズム改革の深化

54. 状況に応じて知的財産権法執行検査を展開し、人民代表大会による監督を強化する。(引き続き推進)

55. 政治協商会議の民主的監督の役割を発揮し、委員が知的財産権保護状況について自主調査を展開することを奨励し、適時に関係部門と委員を集めて知的財産権保護について協議を開く。(2023年12月末までに完成)

56. 知的財産権法院による知的財産権刑事案件の審理を推進し、知的財産権の「三合一」審判メカニズムの改革を持続的に推進する。(2023年12月末までに完成し、引き続き推進)

57. 知的財産権の行政権利確認、行政法執行と司法保護の連携を改善し、審査認可基準、行政法執行基準と司法審判基準の有機的な統一を促進する。(引き続き推進)

58. 知的財産権の行政と司法資源を統合し、知的財産権保護における知的財産権管理部門と検察機関の協力を深化させる。(引き続き推進)

59. 知的財産権紛争のオンラインによる訴訟・調停ドッキングを展開し、当事者にワンストップサービスを提供する。(引き続き推進)

60. 行政区画を跨ぐ知的財産権の検察メカニズムの建設を模索・推進する。(2023年12月末までに完成)

61. 知的財産権侵害の刑事案件における権利者の訴訟権利・義務の告知制度を総合的に強化する。(2022年12月末までに完成)

62. 知的財産権紛争における行政調停協議について、当事者の申請に基づく司法確認制度を確立構築する。(2023年12月末までに完成し、引き続き推進)

63. 「医薬品専利紛争早期解決メカニズム実施弁法(試行)」を実施し、医薬品専利紛争早期解決メカニズムの構築を強化する。(2023年12月末までに完成し、引き続き推進)

64. 技術調査官に関する司法解釈の適用を指導する。(2023年12月末までに完成)

65. 国家知的財産権行政保護の技術調査官のデータベースを完備し、各地が技術調査官制度を構築・推進することを指導する。技術調査官の能力研修を企画・実施する。(2025年12月末までに完成)

66. 専利復審無効案件のマルチモーダルな審理を推進する。商標評審案件の巡回審理に力を入れる。専利の行政権利確認と侵害の行政裁決案件の共同審理を展開する。(引き続き推進)

67. 参入登録を厳格にし、知的財産権関連の司法鑑定機関と鑑定人に対する監督管理を強化する。農業用植物品種紛争のための技術鑑定センターの設立を模索する。知的財産権侵害鑑定能力の構築を強化し、知的財産権鑑定機関の推薦届出を実施する。専利、商標権侵害紛争の検査鑑定試験を推進し、知的財産権鑑定規範などの一連の国家基準を策定し、侵害損害評価方法を最適化する。(2025年12月末までに完成)

68. 国家知的財産権保護モデル区の建設を推進し、いくつかの国家知的財産権保護モデル区を選抜・認定し、知的財産権保護の高地を構築する。(2025年12月末までに完成)

69. 引き続き全国著作権モデル建設事業を展開し、著作権モデル都市、単位と園區の牽引と放射効果を発揮させる。(引き続き推進)

70. 国家著作権紛争調停センターの立案と建設を推進する。(2023年12月末までに完成)

71. 全国営業秘密保護の革新試行を実施する。(2024年12月末までに完成)

72. 国家農作物品種テストセンターの立案と建設を推進する。(2023年12月末までに完成)

73. 知的財産権に関する検察の集中的・統一的な職務履行を深く推進し、機関の専門化を推進する。(2023年12月末までに完成)

74. 中国国際知的財産権仲裁委員会の設立を推進する。(2025年12月末までに完成)

#### 四、知的財産権分野の国際協力と競争の統一推進

75. 「一帯一路」知的財産権ハイレベル会議を適宜開催する。「一帯一路」実務協力プロジェクトを引き続き推進する。(引き続き推進)

76. 専利審査ハイウェイ (PPH) 協力ネットワークを最適化・拡大する。(引き続き推進)

77. 「一帯一路」沿線国の種子産業政策に関する調査を強化する。(引き続き推進)

78. 自由貿易協定における知的財産権の章に関する交渉を推進する。自由貿易協定 (FTA) 委員会、中欧地理的表示連合委員会、中日革新協力フォーラムなどの知的財産権交流メカニズムを上手く活用し、知的財産権保護の交流協力と協議交渉を更に強化する。(引き続き推進)

79. 影響力の大きい国際展示会又はフォーラムを選択し、中国の知的財産権保護の成果を宣伝する。(引き続き推進)

80. 国際工商知的財産権フォーラムなどの国際交流活動の開催や、発展途上国向けの知的財産権研修を実施する。WIPO、WTO、G20、APEC、BRICS などの協力機構の下、ICPO、国際植物新品種保護連盟 (UPOV)、東アジア植物新品種保護フォーラム (EAPVP)、国際無性繁殖観賞植物・果樹育種家協会 (CIOPORA)、国際知的財産権保護協会 (AIPPI)、国際商標協会 (INTA) などの組織が実施する会議活動に積極的に参加し、中国の知的財産権事業

の成果を宣伝する。(引き続き推進)

81. 在中国大使館・領事館、在中国各種国際機関、業界団体、商工会議所、企業、社会団体などの情報交流会、セミナーを開催し、情報交流を強化する。(引き続き推進)

82. 多様なルートを通じて関連国(地域)の影響力のある企業と社会団体の知的財産権保護に関する要求を把握する。(引き続き推進)

83. 権利侵害・模倣の取り締まりに関する国際交流・協力と海外研修を適宜実施する。中国国際輸入博覧会、中国国際サービス貿易交易会などのイベント期間中に権利侵害・模倣の取り締まりをテーマとするフォーラムを開催する。(引き続き推進)

84. 民間企業の海外知的財産権保護に関する政策情報、国別(地域)のガイドライン、産業ガイダンス、リスク提示などの発行と普及を強化する。(引き続き推進)

85. 2022年世界知的財産権保護指数を調査・公表する。(2023年12月末までに完成)

86. 中央企業の海外知的財産権配置状況の調査をまとめ、展開する。(2023年12月末までに完成)

## 五、知的財産権分野の国家安全の維持

87. 海外知的財産権情報サービスプラットフォームを持続的に最適化し、知的財産権リスク警告と海外権利保護情報サービスを強化する。(引き続き推進)

88. 国家レベルの海外知的財産権紛争対応指導センターの重点連絡部門の役割を發揮させ、業務メカニズムを改善し、適時に重大な海外知的財産権紛争情報と企業知的財産権保護関連の負の情報を監視・通報し、緊急業務を強化する。(引き続き推進)

89. 国家レベルの海外知的財産権紛争対応指導センター及び各サブセンターの能力構築を強化し、重点産業における海外知的財産権紛争対応指導メカニズムの構築を推進し、企業が海外知的財産権紛争に積極的に対応するよう指導する。(2024年12月末までに完成)

90. 関連業界団体、商工会議所が知的財産権に関する涉外リスク予防コントロールシステムの構築を推進するよう指導・支援する。(引き続き推進)

91. 損害保険会社が保険引き受け能力、市場要求などに基づいて、自社を指導支援し、国際貿易における知的財産権保護関連の保険商品を革新し、企業が海外知的財産権関連保険を利用して海外知的財産権の維持コストを低減するよう指導する。(引き続き推進)

92. 企業の海外知的財産権リスク防止と紛争解決の調査研究を実施し、企業の海外知的財産権保護と紛争解決状況を定期的に把握し、企業の知的財産権保護に対する意識を高め、投資を増加させるよう指導する。企業の権利保護、相互援助メカニズムの構築を引き続き推進する。(引き続き推進)

## 六、知的財産権保護の資源供給と組織保障の強化

93. 国家知的財産権ビッグデータセンターと公共サービスプラットフォームの建設を積極的に推進する。知的財産権保護のための情報プラットフォームの構築と推進を加速する。公安の食品・医薬品調査総合アプリケーションプラットフォームの構築を推進する。権利侵害や模倣の行政法執行と刑事司法との情報共有メカニズムの構築を加速する。農作物新品種の審査・試験用情報プラットフォームと林業・牧畜業における植物新品種認定データベースを構築する。権利保護支援のオンラインサービスプラットフォームの機能を発揮させ、社会公衆に円滑なサービスを提供する。(引き続き推進)

94. 知的財産権保護システム構築プロジェクトの実施方案を研究制定し、知的財産権保護システムの構築を協同推進する。(2023年12月末までに完成)

95. 中央管理の指導者グループと指導幹部の評価において、知的財産権などの関連業務の業績把握に注意する。(引き続き推進)

96. 知的財産権保護分野の専門技術人材育成研修を強化することを支援する。法執行研修と典型的な事例に関する指導を強化し、知的財産権保護に関する上級研修プロジェクトの開催を支援し、知的財産権行政、刑事保護人員の配置と職業化・専門化の構築を持続的に強化する。(引き続き推進)

97. 知的財産権の司法保護のための専門人材データベースを構築・完備する。科学研究院・研究所、業界団体などとの交流協力を強化し、知的財産権理論と教育課程研究を指導する。(2023年12月末までに完成)

98. 総合的な市場監督管理執行の人材データベース、専門家データベースを構築し、商標、専利などの分野における法執行業務の中核と法律専門家のコンサルティングや指導の役割を発揮させ、法執行効果を絶えず向上させる。(2022年12月末までに完成)

99. 専門弁護士人材評価メカニズムを改善し、知的財産権専門弁護士の肩書きの評価を実施する。条件を備えた知的財産権関係管理部門では公職弁護士を設置することを実現する。(2025年12月末までに完成)

100. 知的財産権の仲裁、調停、公証などの人材チームの構築を強化する。知的財産権の仲裁人、調停人の選任ルートを広げる。知的財産権研究公証センター、知的財産権公証人材育成基地の設立を推進する。公証人職名制度改革を深化させ、複合的で優秀な人材を公証業界に誘致し続ける。(引き続き推進)

101. 中国無形遺産伝承者に向けて知的財産権に関する研修を実施する。(2022年12月末までに完成)

102. 民間企業の知的財産権保護に関する研修を実施し、民間企業の知的財産権リスク防止の意識と能力を向上させる。(引き続き推進)

103. 知的財産権保護行政部門と司法機関の人員の交流・協力を強化する。公安局、検察局、法院機関の捜査人員の相互派遣交流を推進する。各地の公証、仲裁、司法鑑定



機関が技能研修を強化するよう指導する。(引き続き推進)

104. 国家の関連規定に従って、知的財産権保護の業務において顕著な貢献をした団体と個人の表彰を持続的に推進する。(引き続き推進)

105. 全国の小中高校での知的財産権教育を引き続き実施し、小中高校の知的財産権教育レベルを向上させる。全国大学生著作権文章募集活動を引続き展開する。中国法律普及「一網(ウェブサイト)両微(微博、WeChat)一端(モバイルクライアント)」と全国法律普及ニューメディアマトリックスを活用して法律知識普及の宣伝を行う。(引き続き推進)

106. 既存の資金ルートを通じて、中央と国家の関係部門が知的財産権保護及び専利出願受理審査、商標登録・評価管理、著作権保護を実施することを保障する。(引き続き推進)

107. 公安機関の食品・薬品調査部門の設備の近代化、知能化を持続的に強化する。(引き続き推進)

108. 法執行と監督管理手段の革新を積極的に推進し、知的財産権の税関保護における科学技術設備の応用深化を強化する。(引き続き推進)

109. 業界団体間に国家知的財産権情報公共サービスサイトを記録し、サービスサイト間の交流協力を強化する。(2025年12月末までに完成)

110. 知的財産権侵害と模倣粗悪商品の違法製造販売の違法犯罪取り締まり活動の年次業績評価を組織する。(引き続き推進)

111. 中国知的財産権保護状況白書、中国法院の知的財産権司法保護状況報告、中国知的財産権保護状況と経営環境の新進展報告、知的財産権保護に対する社会満足度調査報告、知的財産権保護レベル評価報告を毎年発表する。(引き続き推進)

112. 専利、商標、著作権、地理的表示、農作物新品種などの種類及び税関、文化市場などの分野で、行政と司法保護の典型的な事例を毎年発表する。(引き続き推進)

113. 中国弁護士による知的財産権法律サービスの優秀事例及び中国知的財産権弁護士年度報告を発表する。(引き続き推進)

114. 世界知的所有権の日、全国知的財産権宣伝ウィーク、「中国専利賞」、「中国著作権金賞」の選出などの活動を合わせて、『知的財産権強国建設要綱(2021-2035年)』、『「十四五(14次5日元)国家知的財産権保護と運用計画』の徹底実行の効果に焦点を当て、記者会見、テーマ別開放日、公聴会などの多種の方式を通じて、宣伝報道と政策解説を行い、社会全体で知的財産権保護を重視し、権利侵害・模倣を取り締まるのに良好な世論の雰囲気形成を促進する。(引き続き推進)

出所：国家知識産権局ウェブサイト 2022 年 10 月 28 日付け

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/28/art\\_75\\_179971.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/28/art_75_179971.html)

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。